

第  
4746  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 6月10日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 教育資金の一括贈与の特例の口座

**Q**：直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の特例ですが、口座を分けることはできますか？

**A**：口座を分けることはできません。

### 【解説】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の特例とは、直系尊属から30歳未満の子や孫へ教育資金を一括贈与した場合に1,500万円までの金額が非課税となる規定ですが、適用を受けるためには、適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書を金融機関の営業所を経由して所轄の税務署長に提出しなければならないこととなっています。

ところで、この教育資金非課税申告書ですが、①教育資金管理契約に係る信託財産の価額がゼロになった場合、②教育資金管理契約に係る預貯金の額がゼロになった場合、教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額がゼロになった場合において、贈与者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があったことにより、教育資金管理契約が終了している場合を除き、教育資金非課税申告書に係る口座を2つ以上持つことはできないこととなっています。

したがって、2つ以上の口座について教育資金非課税申告書は提出できないことから、2つ目以降の口座に資金を入金した場合は、通常の贈与となり、その金額は贈与税の課税価格に算入されることとなります。

